

本学会員が行う臨床研究および学会発表における『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』および『改正個人情報保護法』の施行に伴う注意喚起、ならびに本学会学術講演会演題応募時の倫理的配慮について

今般、平成 29 年 5 月 30 日より『改正個人情報保護法』および新たな『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』が施行されました。

『改正個人情報保護法』では「病歴」は「要配慮個人情報」に含まれ、その取得には原則対象者の同意が必要とされています。

しかしながら、学術研究の用に供するときは『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』に則ってオプトアウト（研究対象者が拒否できる機会を保障すること）による取得が認められています。

現在、第 58 回学術講演会担当校ならびに倫理・医療安全委員会では、学術講演会演題応募時の倫理に関するチェック項目の導入を検討しております。

つきましては、今後の臨床研究の実施ならびに学会発表におきましては、『改正個人情報保護法』ならびに関連の倫理指針を遵守いただき、同意の取得、倫理委員会の承認、個人情報保護等につき適切にご対応いただきますようお願いいたします。

平成 29 年 10 月 23 日
一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会
理事長 竹下 俊行
倫理・医療安全委員会委員長 梁 善光
第 58 回学術講演会 会長 原田 省